水防活動用洪水予報及び警報の実施について

栃木県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十一年九月一日　　気象庁長官　櫻井　邦雄

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間 上流端	区間 下流端	基準地点	同担当実施官署及び共機関
那珂川水系	逆川	深沢川との合流点	那珂川への合流点	木幡大橋	宇都宮地方気象台
	箒川	左岸　大田原市蓮かさね橋 右岸　矢板市沢かさね橋	那珂川への合流点	佐久山	栃木県土整備部河川課
	蛇尾川	沼那須塩原市東遅沢橋	箒川への合流点	蛇尾橋	
利根川水系	小貝川	左岸　芳賀郡市貝町大字市塙 右岸　芳賀郡益子町大字上山金井橋	真岡市根本	鉄道橋下	
	袋川	足利市月谷町	渡良瀬川への合流点	千歳橋	

二　開始期日　公示の日から

国家試験

第62回診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第62回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

1　試験期日　平成22年２月25日（木曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エックス線技師試験（以下「診療エックス線技師試験」という。）又は法附則第７項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとするものについては、東京都に限る。

3　試験科目　基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学

ただし、２のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、医用工学、エックス線撮影技術学、画像工学、放射線計測学及び放射線安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において３年以上、診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（平成22年３月23日（火曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で法第３条の規定による免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認めたもの

⑶　58年改正法の施行の際（昭和59年10月１日）現に診療エックス線技師又は診療エックス線技師試験を受けることができた者であって、旧法第20条に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、１年以上、診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（58年改正法の施行の際現に修習中の者であって、同法施行後にその修習を終えたものを含む。）

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

なお、２のただし書に該当する者にあっては、診療エックス線技師試験（特例試験を含む。以下同じ。）に合格している旨を、受験願書の受験地の下に記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、厚生労働省又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは診療放射線技師養成所又は地方厚生局若しくは地方厚生支局において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、510円の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　２のただし書に該当する者にあっては、診療エックス線技師免許証の写し（地方厚生局若しくは地方厚生支局又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は診療エックス線技師試験の合格証書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）若しくは合格証明書

この場合、診療エックス線技師免許証の写しについては、地方厚生局若しくは地方厚生支局又は都道府県医務主管課若しくは保健所に、診療エックス線技師試験の合格証書の写しについては、地方厚生局又は地方厚生支局に当該証書の原本を提示し、原本照合を受けること。

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類

診療放射線技師国家試験受験資格認定書の写し

この場合、地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

なお、４の⑴又は⑶に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、平成22年３月23日（火曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。